こども共和国ひまわり第１単位　防災マニュアル

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

・人命の保護を最優先します。
・施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。
・余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

第１章 想定される災害および対策

（１）　地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

（２）　火災（火事）

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒ 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

（３）　台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

⇒ 土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保等

第２章 災害時における緊急の組織体制

１ 災害対策室

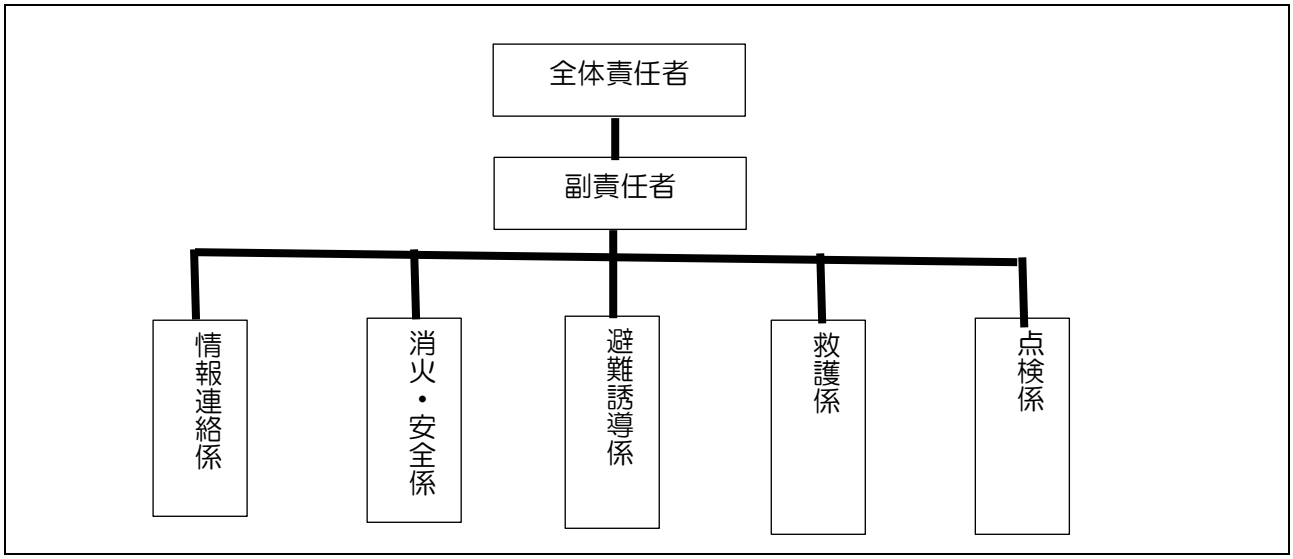
（１）　設置の状況

災害対策室を、震度５強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

（２）　設置場所

株式会社貴盛（こども共和国そらまめ）
千葉県富里市七栄447番地4大弘ビル１階

（3） 役割分担組織図



（4） 役割分担の内容

役割	内容
全体責任者	・災害対策に関する全ての責任 ・各係への職員への配備指示
副責任者	全体責任者の補助および全体責任者不在時の代行
情報連絡係	・災害情報を一元収集 ・防災関係機関など外部との連絡
消火・安全係	・火災の予防 ・初期消火 ・安全確認
救護係	・けが人の応急手当 ・医療機関などへの救急搬送手配等
避難誘導係	・危険な箇所からの退避誘導 ・避難場所などへの誘導
点検係	・設備や機械、建物などの状況点検

2 緊急連絡網

（1） 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

（2） 注意事項

① 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。

② 連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）

③ 連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
④ 被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。
⑤ この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

3 情報の収集と提供

（1） 収集方法等

情報収集の項目	・ 情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・ 利用児童一覧、緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録-1 （建物）	・ 事業所職員が収集 ・ 建物の被害調査を、建築業者に依頼
被害状況の把握と記録-2 （設備、物品等）	・ 事業所職員が収集 ・ 業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 （水道、電気、ガス、電話他）	・ 災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集
連絡-2（その他関係先）	・ 関係防災情報一覧表（次ページ）による

（2） 注意事項

① 職員の安否確認を行う。（建物内の職員、施設外出務中の職員）
② けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
③ 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等（誰にでも見られる状態に）して、情報の一元管理を図る。
④ 災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
⑤ 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

（3） 関係機関一覧表

機関	入手先名（機関名）	電話番号
消防	八街消防署	043-440-0119
警察	佐倉警察署	043-484-0110
	八街幹部交番	043-443-1110
	八街駅前交番	043-443-5252
	榎戸交番	043-441-2363
市	八街市役所　総務部　防災課	043-443-1119
	八街市役所　健康福祉部　障がい福祉課	043-443-1649

４ 応急救護・初期消火・避難等

（1） 初期活動一覧表

<table>
<tr><th>流れ</th><th colspan="2">活動</th></tr>
<tr><td>1. 初期対応</td><td colspan="2">利用者を落ち着かせ、利用者をその場に待機させる。</td></tr>
<tr><td>2. 自衛消防活動の開始</td><td colspan="2">自衛消防隊長は自衛消防隊を組織し、自衛消防活動を開始する。
① 自衛消防隊長は、消火担当に現場の確認、場合により初期消火に向かわせる。
② 消火担当は消火器を持ち、現場の確認、場合により初期消火</td></tr>
<tr><td>3. 被害状況の確認</td><td colspan="2">初期消火</td></tr>
<tr><td>4. 活動方針の決定</td><td colspan="2">自衛消防隊長は避難に関する指示・命令の伝達、各担当の任命
通報連絡担当に指示を出し、</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5. 避難誘導
および
各担当活動</td><td>（1） 通報連絡担当</td><td>① 通報連絡担当より以下の内容を伝達する。
「職員の指示に従って落ち着いて避難してください。」
② 消防機関への出動要請連絡</td></tr>
<tr><td>（2） 避難誘導担当</td><td>① 避難者に避難方向を知らせ、落ち着いて避難させる
② あらかじめ定められた屋外避難場所に避難させる。</td></tr>
<tr><td>（3） 応急救護担当</td><td>① 救急用具を持ち、避難場所に救護所を設置する。
② 負傷者の応急処置を行なう。</td></tr>
<tr><td>（4） 安全防護</td><td>一度避難した者が、忘れ物等のため、再び入ることのないように注意する。</td></tr>
<tr><td>6. 自衛消防隊長への情報</td><td colspan="2">（1） 避難誘導担当は、逃げ遅れの有無を確認し、その情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長へ報告する。
（2） 訓練参加職員は避難完了後自衛消防隊長に報告する。</td></tr>
</table>

（2） 震発生時の心得

【 地震の心得１０カ条 】

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子を見ます。（窓ガラスからも離れる）

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。（炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ）

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。（外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます）

⑤ 危険な場所には近寄るな

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など）にいるときは、急いで離れます。

⑥ がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で（車、自転車は使わない）。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証など

の貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

「震災」：応急対策のポイント

（1） 安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

（2） 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

（3） 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

（4） 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

（5） 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

「風水害」：応急対策のポイント

（1） 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

（2） 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

（3） 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

（4） 保護者への違絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

施設で風水害等が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

（5） 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。